

○道路の位置の指定を受けた造成区域内における住宅等の取扱いについて (旧包括承認基準5)

【条 例】

第3条

- (5) 規則で定める集落内に存する区域であって、当該集落が存する市街化調整区域に係る線引きの日前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づく**道路の位置の指定を受けた区域**において、専用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

【施行規則】

(条例第3条第5号の規則で定める集落等)

第6条 条例第3条第5号の規則で定める集落は、おおむね50以上の**建築物**が敷地相互間において70メートル未満の間隔で連たんしているものとする。

2 条例第3条第5号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 予定地の面積が、おおむね200平方メートル以上であること。ただし、当該道路の位置の指定を受けた時点において予定地が区画された宅地として計画されている場合は、この限りでない。
- (2) 専用住宅の高さが、10メートル以下であること。

【運用基準】

(条例第3条第5号に規定する道路の位置の指定を受けた区域)

第22条 条例第3条第5号に規定する**道路の位置の指定を受けた区域**とは、当該道路の位置の指定(以下「道路位置指定」という。)に係る区域内に予定地が存することが当該道路位置指定の申請図により明らかとなっており、かつ、当該道路部分が明確に区画されているものとする。

(規則第6条第1項に規定する建築物)

第23条 規則第6条第1項に規定する**建築物**には、専用住宅以外の建築物を含めることができるものとする。ただし、同一敷地内に存する附属建築物については連たんの数に含めないものとする。

(規則第6条第2項第1号に規定する予定地の面積)

第24条 規則第6条第2項第1号に規定する**おおむね200平方メートル以上**については、第13条第1項の規定を準用する。